

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項
(買受予定者が組合等でない場合)

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 ○○○○
- 二 用途 使用する用途を記載。なお、用途限定している場合は、その用途を記載するが、加工原材料用である場合は、付録に記載された用途とする。
- 三 数量 ○○○○トン
- 四 単価 ○○○○円/トン
- 五 金額 ○○○○円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、令和○年○月○日とする。

(米穀の用途)

第2条 乙は、買い受けた政府所有米穀を、前条第1項第2号の用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売・譲渡してはならない。ただし、あらかじめ農林水産大臣（出荷販売事業者であって、その主たる事務所並びに販売所、事務所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものにあつては、当該地方農政局の長、出荷販売事業者でない者にあつては、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。））の承認を受けて、定められた用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、買い受けた政府所有米穀を、倒産、休廃業等などの真にやむを得ない事由により自ら使用できず、買い受けた用途で使用する他者に転売する場合は、甲に連絡した上で、農産局長の承認を得なければならない。
- 3 乙は、買い受けた政府所有米穀について、第1項ただし書若しくは前項に規定する措置を行い、又は水濡れ等の理由により廃棄する場合は、あらかじめ乙の主たる事務所を管轄する地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）の長に別添様式第1号により処理計画を報告する。提出した処理計画に変更があった場合も同様とする。この場合において、乙は、第1項ただし書又は前項の承認申請の際に、当該承認申請の提出先に処理計画を提出することができる。
- 4 乙は、前項の措置又は廃棄（以下「廃棄等」という。）に当たっては、買い受けた政府所有米穀を当該廃棄等に関して受領する者に適切かつ確実に処理させるとともに、乙の主たる事務所を管轄する地方農政局の長に処理状況を別添様式第2号により報告する。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第3条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（再調製を行う前又は再調製を経ずに加工を行う前のものに限る。）から本契約の内容に適合しないものを発見した場合は、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

- 2 甲は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議を行い、乙が契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めた場合は、食料安定供給特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。

3 前項の引渡しの場合において、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した政府所有米穀については、同等の政府所有米穀との引渡しの対象としない。

ただし、甲が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかった場合は、この限りではない。

4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。

また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めた場合は、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

(催告による契約の解除)

第4条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない場合は、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合は、この限りでない。

(催告によらない契約の解除等)

第4条の2 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により政府所有米穀の売買契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、当該契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、政府所有米穀の売買契約の全部又は一部の解除をすることができる。

一 乙が、第1条第1項第2号で用途を限定した場合に、その用途以外の用途に供した場合。

二 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めた場合。

三 本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が不能である場合。

四 乙が本契約に基づく義務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合。

五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができない場合。

六 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過した場合。

七 前各号に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があった場合。

3 契約の義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものである場合は、甲は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。

4 甲は、前条、第1項若しくは第2項、第5条、第6条又は第8条第2項の規定により契約が解除された場合は、当該契約に係る政府所有米穀の買受代金を乙に返還し、乙は、当該契約の全部又は一部に係る政府所有米穀を甲に返還する。

(属性要件に関する契約解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）

以下同じ。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している場合

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている場合

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(行為要件に基づく契約解除)

第6条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第7条 乙は、第5条各号及び前条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたる場合は、全ての再請負人を含む。))、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約(以下「再請負契約等」という。)の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第8条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明した場合は、当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じない場合は、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

(違約金)

第9条 甲は、乙が第2条の規定に違反したことが明らかになった場合は、次の各号のいずれか高額である方を違約金として、乙から徴収することができる。

なお、当該違反による損害の額が違約金の額を超過する場合は、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げない。

一 違反に係る政府所有米穀を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、甲から買い受けた政府所有米穀であって乙が転売等したものの数量を乗じて得た金額及び当該金額に 100 分の 30 を乗じて得た額

二 違反に係る政府所有米穀を主食用として販売した場合の政府売渡単価に、甲から買い受けた政府所有米穀であって乙が転売等したものの数量を乗じて得た金額に 100 分の 30 を乗じて得た額

2 乙は、第 4 条、第 4 条の 2 第 2 項第 2 号から第 7 号まで、第 5 条、第 6 条又は前条第 2 項により契約の全部又は一部が解除された場合は、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(解除権の留保)

第 10 条 甲は、乙が締結した他の政府所有米穀の売買契約について、当該契約で用途限定した政府所有米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部が解除された場合は、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 乙は、前項により本契約が解除された場合は、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付する。

3 甲は、第 1 項により本契約を解除した場合は、本契約に係る政府所有米穀の買受代金を乙に返還する。

4 乙は、第 1 項により本契約が解除された場合は、本契約に係る政府所有米穀を、甲が指定する場所において返還する。

(違約金の納付期限)

第 11 条 乙は、第 9 条及び前条第 2 項の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 第 9 条及び第 10 条第 2 項に定めるもののほか、乙は、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼした場合には、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかったことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当する場合は、本契約に基づく義務の履行に代わる損害を賠償しなければならない。

一 本契約に基づく義務の履行が不能である場合。

二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合。

三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生した場合。

(引渡現品の管理)

第 13 条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(責任の免除)

第 14 条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となった場合
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をした場合
- 三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その原因が甲の責めに帰し得ない場合

(帳簿等の整備)

第 15 条 乙は、政府所有米穀の受払及び加工状況について、台帳を整備する。加工原材料用として政府所有米穀を買い受けた場合は、別添様式第 3 号により各四半期の最終月の翌月の末日までに地方農政局の長に報告する。

(異常時の対応)

第 16 条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに次の対応を行うものとし、農産局長又は甲がその他必要な指示を行った場合は、これに従うものとする。

- 一 当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中止及び出荷停止を行うとともに、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。
- 二 当該製品の販売先、販売数量等について、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

(調査、報告)

第 17 条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力する。

- 2 乙は、甲の求めがあった場合は、本契約により買い受けた政府所有米穀の取引先との売買契約その他の取引関係が明らかになる書類を甲に提出する。
- 3 乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託して再調製を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、本契約により買い受けた政府所有米穀について廃棄等を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄等に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することについて約定しなければならない。
- 4 前項の場合において、乙は、委託先又は当該者が政府所有米穀の再調製又は廃棄等（以下「再調製等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の再調製等に関する契約についても、同様とする。

(業務委託の禁止)

第 18 条 乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 1 の 2 (3) により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた政府所有米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

【付録】

甲から加工原材料用として買い受けた政府所有米穀の使用用途は、次のとおりとする。

- ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）、リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粹酵母用）
- イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）
- ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）
- エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）
- オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）
- カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）
- キ その他農産局長が必要と認めた用途

殿

住 所：
商号又は名称又は氏名：
代 表 者 名：

政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄処理計画
(○年○月～○年○月分)

(注) 変更の場合には、表題の最後に(変更)と記載すること。

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業体と締結した売買契約(以下「売買契約」という。)に基づき、以下のとおり報告します。

1 用途外使用等又は廃棄数量等

当初用途： 用

(単位：kg)

	原料米穀の 加工委託数 量	副産物等の発 生数量	用途外使用等又は廃棄数量			
			〇〇用	〇〇用	廃棄	計
○年○月末 在庫数量						
○年○月						
○年○月						
～						
○年○月						
計						

(注) 1 期間は、最長1年間とする。

2 原料米穀の加工委託数量及び副産物等の発生数量については、米穀を加工する場合にのみ記載すること。

3 変更の場合には、変更した部分に下線を引くこと。

2 用途外使用等又は廃棄に関して米穀を受領する者別の用途外使用等又は廃棄数量

(単位：kg)

	用途	受領者(名称・住所)	用途外使用等又は廃棄 数量
○年○月			
○年○月			
○年○月			
○年○月			

(注) 1 「用途」欄は、1の用途外使用等又は廃棄数量の用途を記載すること。

2 「受領者」欄には、氏名又は名称(会社名等)及び住所を記載するとともに、受領者が複数ある場合は、受領者ごとに用途外使用等又は廃棄数量を記載すること。

3 変更の場合には、変更した部分に下線を引くこと。

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所：
商号又は名称又は氏名：
代 表 者 名：

政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄処理状況報告書
(○年○月～○年○月分)

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業体と締結した売買契約（以下「売買契約」という。）に基づき、以下のとおり報告します。

1 用途外使用等又は廃棄数量等

当初用途： 用 (単位：kg)

	原料米穀の 加工委託数 量	副産物等の発 生数量	用途外使用等又は廃棄数量			
			〇〇用	〇〇用	廃棄	計
○年○月末 在庫数量						
○年○月						
○年○月						
～						
○年○月						
計						

(注) 期間は、提出した処理計画の期間に合わせることを。

2 用途外使用等又は廃棄に関して米穀を受領する者別の用途外使用等又は廃棄数量

(単位：kg)

使用等年月日	用途	受領者（名称・住所）	使用等数量

(注) 1 「用途」欄は、1の用途外使用等又は廃棄数量の用途を記載すること。

2 「受領者」欄には、氏名又は名称（会社名等）及び住所を記載するとともに、受領者が複数ある場合は、受領者ごとに使用等数量を記載すること。

3 このほか、受領者ごとに使用等数量及び処理状況が確認できる書類（廃棄の場合は廃棄が確認できるマニフェスト、写真等）を添付すること。

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所：
商号又は名称又は氏名：
代 表 者 名：

政府所有米穀の加工原材料用に係る受払及び加工等報告書
(○年度第○四半期 (○～○月) 分)

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業体と締結した売買契約（以下「売買契約」という。）に基づき、以下のとおり報告します。

1 政府所有米穀の受払状況 (単位：実トン)

種類	年産	前期からの繰越数量 ①	当期の購入数量 ②	当期の使用数量 ③	翌期への繰越数量 ①+②-③	再調製の有無	副産物の発生数量	副産物の処理状況
計								

- (注) 1 複数の受託事業体から政府所有米穀を買い受けている場合は、合算した数量を記入する。
2 「種類」欄は、国産・外国産（産地国）別、うるち米・もち米別、玄米・精米別に整理する。
3 「年産」欄は、国産備蓄米のみ記入する。
4 「再調製の有無」欄は、再調製を行った場合（委託を含む）は有、再調製を行わない場合は無を記入する。
5 「副産物の処理状況」欄は、①廃棄、②用途外使用申請（有償）又は③用途外使用申請（無償）を番号で記入する。

2 政府所有米穀を使用した製品製造状況

用途	単位	当期製品製造量

- (注) 1 製品製造状況の「用途」欄は、売買契約に記載された加工原材料用の使用用途（ア 酒類用、イ 調味料用、ウ 菓子用、エ 米穀粉用、オ 加工品用、カ 小麦粉混入製品用、キ その他農産局長が必要と認めた用途）を記号で記入する。
2 製品製造状況の「当期製品製造量」欄の単位は、箱、袋、kg、kl等、製品を管理する際の任意の単位で整理する。

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項
(買受予定者が組合等の場合)

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 ○○○○
- 二 用途 使用する用途を記載。なお、用途限定している場合は、その用途を記載するが、加工原材料用である場合は、付録に記載された用途とする。
- 三 数量 ○○○○トン（乙の共同購入者ごとに数量を記載する。）
- 四 単価 ○○○○円/トン
- 五 金額 ○○○○円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、令和○年○月○日とする。

(米穀の用途)

第2条 乙は、買い受けた政府所有米穀を、前条第1項第2号の用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売・譲渡してはならない。ただし、あらかじめ農林水産大臣（出荷販売事業者であって、その主たる事務所並びに販売所、事務所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものにあつては、当該地方農政局の長、出荷販売事業者でない者にあつては、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。））の承認を受けて、定められた用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売する場合は、この限りでない。

2 乙は、買い受けた政府所有米穀を、倒産、休廃業等などの真にやむを得ない事由により自ら使用できず、買い受けた用途で使用する他者に転売する場合は、甲に連絡した上で、農産局長の承認を得なければならない。

3 乙は、買い受けた政府所有米穀について、第1項ただし書若しくは前項に規定する措置を行い、又は水濡れ等の理由により廃棄する場合は、あらかじめ乙の主たる事務所を管轄する地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局。第19条第1項第2号を除き、以下同じ。）の長に別添様式第1号により処理計画を報告する。提出した処理計画に変更があつた場合も同様とする。この場合において、乙は、第1項ただし書又は前項の承認申請の際に、当該承認申請の提出先に処理計画を提出することができる。

4 乙は、前項の措置又は廃棄（以下「廃棄等」という。）に当たっては、買い受けた政府所有米穀を当該廃棄等に関して受領する者に適切かつ確実に処理させるとともに、乙の主たる事務所を管轄する地方農政局の長に処理状況を別添様式第2号により報告する。

5 乙は、乙の共同購入者が第19条に基づき約定した事項に反し、前条第1項第2号の用途以外の用途での使用の事実を知った場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第3条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（再調製を行う前又は再調製を経ずに加工を行う前のものに限る。）から本契約の内容に適合しないものを発見した場合は、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

- 2 甲は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議を行い、乙が契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めた場合は、食料安定供給特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。
- 3 前項の引渡しの場合において、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した政府所有米穀については、同等の政府所有米穀との引渡しの対象としない。
ただし、甲が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかった場合は、この限りではない。
- 4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。
また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めた場合は、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

(催告による契約の解除)

- 第4条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない場合は、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合は、この限りでない。

(催告によらない契約の解除等)

- 第4条の2 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により政府所有米穀の売買契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、当該契約の全部又は一部の解除をすることができる。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、政府所有米穀の売買契約の全部又は一部の解除をすることができる。
 - 一 乙が、第1条第1項第2号で用途を限定した場合に、その用途以外の用途に供した場合。
 - 二 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めた場合。
 - 三 本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が不能である場合。
 - 四 乙が本契約に基づく義務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合。
 - 五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができない場合。
 - 六 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過した場合。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があった場合。
 - 3 契約の義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものである場合は、甲は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。
 - 4 甲は、前条、第1項若しくは第2項、第5条、第6条又は第8条第2項の規定により契約が解除された場合は、当該契約に係る政府所有米穀の買受代金を乙に返還し、乙は、当該契約の全部又は一部に係る政府所有米穀を甲に返還する。

(属性要件に関する契約解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している場合
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている場合
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

（行為要件に基づく契約解除）

第6条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第7条 乙（共同購入者を含む。）は、第5条各号及び前条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたる場合は、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第8条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明した場合は、当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じない場合は、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

（違約金）

第9条 甲は、乙が第2条の規定に違反したことが明らかになった場合は、次の各号のいず

れか高額である方を違約金として、乙から徴収することができる。

なお、当該違反による損害の額が違約金の額を超過する場合は、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げない。

一 違反に係る政府所有米穀を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、甲から買い受けた政府所有米穀であって乙又は乙の共同購入者が転売等したもの の数量を乗じて得た金額及び当該金額に 100 分の 30 を乗じて得た額

二 違反に係る政府所有米穀を主食用として販売した場合の政府売渡単価に、甲から買い受けた政府所有米穀であって乙又は乙の共同購入者が転売等したもの の数量を乗じて得た金額に 100 分の 30 を乗じて得た額

2 乙は、第 4 条、第 4 条の 2 第 2 項第 2 号から第 7 号まで、第 5 条、第 6 条又は前条第 2 項により契約の全部又は一部が解除された場合は、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(解除権の留保)

第 10 条 甲は、乙又は乙の共同購入者が締結した他の政府所有米穀の売買契約について、当該契約で用途を限定した政府所有米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部が解除された場合は、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 乙は、前項により本契約が解除された場合は、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付する。

3 甲は、第 1 項により本契約を解除した場合は、本契約に係る政府所有米穀の買受代金を乙に返還する。

4 乙は、第 1 項により本契約が解除された場合は、本契約に係る政府所有米穀を、甲が指定する場所において返還する。

(違約金の納付期限)

第 11 条 乙は、第 9 条及び前条第 2 項の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 第 9 条及び第 10 条第 2 項に定めるもののほか、乙は、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼした場合には、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかったことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当する場合は、本契約に基づく義務の履行に代わる損害を賠償しなければならない。

一 本契約に基づく義務の履行が不能である場合。

二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合。

三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生した場合。

(引渡現品の管理)

第 13 条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和 22 年法

律第 233 号。以下「食品衛生法」という。) 及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理し、また、乙の共同購入者に食品衛生法及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守させ、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理させなければならない。

(責任の免除)

第 14 条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となった場合
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をした場合
- 三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その原因が甲の責めに帰し得ない場合

(帳簿等の整備)

第 15 条 乙は、政府所有米穀の受払及び加工状況について、台帳を整備するとともに、乙の共同購入者に台帳を整備させる。加工原材料用として政府所有米穀を買い受けた場合は、別添様式第 3 号により乙及び乙の共同購入者別にとりまとめの上、各四半期の最終月の翌月の末日までに地方農政局の長に報告する。

(異常時の対応)

第 16 条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに次の対応を行うものとし、農産局長又は甲がその他必要な指示を行った場合は、これに従うものとする。

- 一 当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中止及び出荷停止を行うとともに、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。
- 二 当該製品の販売先、販売数量等について、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

(調査、報告)

第 17 条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、また、乙の共同購入者に協力させるほか、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力し、また、乙の共同購入者に協力させる。

- 2 乙は、甲の求めがあった場合は、本契約により買い受けた政府所有米穀の取引先との売買契約その他の取引関係が明らかになる書類を甲に提出し、また、乙の共同購入者に、その書類を提出させる。
- 3 乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託して再調製を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、本契約により買い受けた政府所有米穀について廃棄等を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄等に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第 52 条及び米トレーサ

ビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することについて約定し、また、乙の共同購入者が、本項に規定する委託再調製又は廃棄等を行う場合は、乙の共同購入者に本項の措置を行わせる。

- 4 前項の場合において、乙は、委託先又は当該者が政府所有米穀の再調製又は廃棄等（以下「再調製等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の再調製等に関する契約についても、同様とする。

（業務委託の禁止）

第 18 条 乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）第 4 章 I 第 1 の 2 (3) により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた政府所有米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

また、乙の共同購入者にも当該処分及び当該業務の委託を行わせない。

（共同購入者との約定事項）

第 19 条 乙は、乙の共同購入者との間で以下の事項について約定しなければならない。

- 一 乙が甲から買い受けた政府所有米穀について、乙の共同購入者は乙が甲から買い受けた用途（第 1 条第 1 項第 2 号の用途をいう。以下同じ。）に使用しなければならないこと。
- 二 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を自社又は再調製工場に委託して再調製を行った結果発生した米穀について、乙が甲から買い受けた用途以外に供する必要が生じた場合は、遵守事項省令第 2 条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用に係る農林水産大臣（出荷販売事業者であって、その主たる事務所並びに販売所、事務所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものにあつては、当該農政局の長、出荷販売事業者でないものにあつては、農林水産省農産局長）の承認を受けなければならないこと。
- 三 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を、真にやむを得ない事情により乙が甲から買い受けた用途に使用できなくなった場合は、乙に連絡すること。
- 四 乙の共同購入者は、第 2 号若しくは第 3 号に規定する場合又は乙が甲から買い受けた政府所有米穀を水濡れ等の理由により廃棄する場合は、あらかじめ乙（乙の共同購入者が出荷販売事業者の場合にあつては、乙の共同購入者）の主たる事務所を管轄する地方農政局の長に別添様式第 1 号により処理計画を報告すること。処理計画に変更があつた場合も同様とすること。この場合において、乙の共同購入者は、第 2 号の承認申請の際に、当該承認申請の提出先に処理計画を提出することができること。
- 五 乙の共同購入者は、第 2 号若しくは第 3 号に規定する場合における措置又は廃棄（以下「廃棄等」という。）に当たっては、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を当該廃棄等に関して受領する者に適切かつ確実に処理させるとともに、乙（乙の共同購入者が出荷販売事業者の場合にあつては、乙の共同購入者）の主たる事務所を管轄する地方農政

局の長に処理状況を別添様式第 2 号により報告すること。

六 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀（再調製を行う前又は再調製を経ずに加工を行う前のものに限る。）に契約の内容に適合しないものを発見した場合は、直ちにその使用を中止し、速やかに乙に連絡すること。

七 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀について、食品衛生法及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理すること。

八 乙の共同購入者は、政府所有米穀の受払及び加工状況について、台帳を整備するとともに、乙が加工原材料用として政府所有米穀を買い受けた場合は、別添様式第 3 号によりとりまとめの上、各四半期の最終月の翌月の末日までに乙に報告すること。

九 乙の共同購入者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力すること。

十 乙の共同購入者は、甲又は乙の求めがあった場合は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀の取引先との売買契約その他の取引関係が明らかになる書類を甲又は乙に提出すること。

十一 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託して再調製を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、当該米穀について廃棄等を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄等に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することについて約定すること。

十二 前号の場合において、乙の共同購入者は、委託先又は当該者が政府所有米穀の再調製又は廃棄等（以下「再調製等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前号と同様の約定をするようにさせなければならないこと。以降の再調製等に関する契約についても、同様とすること。

十三 乙の共同購入者は、基本要領第 4 章 I 第 1 の 2 (3) により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、乙が甲から買い受けた政府所有米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わないこと。

十四 その他甲と乙の間で締結する政府所有米穀の売買契約の履行を担保する措置を講じること。

十五 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに次の対応を行うものとし、乙がその他必要な指示を行った場合は、これに従うものとする。

（一）当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中及び出荷停止を行うとともに、乙及び甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

（二）当該製品の販売先、販売数量等について、乙及び甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

十六 乙は、乙の共同購入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、共同購入者から除外することができる。

(一) 法人等の役員等が暴力団又は暴力団員である場合

(二) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合

(三) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している場合

(四) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている場合

(五) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

十七 乙は、乙の共同購入者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、共同購入者から除外することができる。

(一) 暴力的な要求行為

(二) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(三) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(四) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為

(五) その他前各号に準ずる行為

十八 乙の共同購入者が本約定事項に違反した場合は、違約金を徴収することができる。

2 乙は、前項第 18 号の規定に基づき、違約金を徴収する場合は、乙の共同購入者が違約金を納付した後に当該違約金に相当する額を甲に支払わなければならない。

【付録】

甲から加工原材料用として買い受けた政府所有米穀の使用用途は、次のとおりとする。

ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）、リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粹酵母用）

イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）

ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）

エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）

オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）

カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）

キ その他農産局長が必要と認めた用途

殿

住 所：
商号又は名称又は氏名：
代 表 者 名：

政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄処理計画
(○年○月～○年○月分)

(注) 変更の場合には、表題の最後に(変更)と記載すること。

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業体と締結した売買契約(以下「売買契約」という。)に基づき、以下のとおり報告します。

1 用途外使用等又は廃棄数量等

当初用途： 用

(単位：kg)

	原料米穀の 加工委託数 量	副産物等の発 生数量	用途外使用等又は廃棄数量			
			〇〇用	〇〇用	廃棄	計
○年○月末 在庫数量						
○年○月						
○年○月						
～						
○年○月						
計						

(注) 1 期間は最長1年間とする。

2 原料米穀の加工委託数量及び副産物等の発生数量については、米穀を加工する場合にのみ記載すること。

3 変更の場合には、変更した部分に下線を引くこと。

2 用途外使用等又は廃棄に関して米穀を受領する者別の用途外使用等又は廃棄数量

(単位：kg)

	共同購入者	用途	受領者(名称・住所)	用途外使用等又は廃棄数量
○年○月				
○年○月				
○年○月				
○年○月				

(注) 1 本表は、共同購入者ごとに記載すること。

2 「用途」欄は、1の用途外使用等又は廃棄数量の用途を記載すること。

3 「受領者」欄には、氏名又は名称(会社名等)及び住所を記載するとともに、受領者が複数ある場合は、受領者ごとに用途外使用等又は廃棄数量を記載すること。

4 変更の場合には、変更した部分に下線を引くこと。

年 月 日

地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所：
 商号又は名称又は氏名：
 代 表 者 名：

政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄処理状況報告書
 (〇年〇月～〇年〇月分)

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業体と締結した売買契約（以下「売買契約」という。）に基づき、以下のとおり報告します。

1 用途外使用等又は廃棄数量等

当初用途： 用

(単位：kg)

	原料米穀の 加工委託数 量	副産物等の発 生数量	用途外使用等又は廃棄数量			
			〇〇用	〇〇用	廃棄	計
〇年〇月末 在庫数量						
〇年〇月						
〇年〇月						
～						
〇年〇月						
計						

(注) 期間は、提出した処理計画の期間に合わせることに。

2 用途外使用等又は廃棄に関して米穀を受領する者別の用途外使用等又は廃棄数量

(単位：kg)

使用等年月日	共同購入者	用途	受領者（名称・ 住所）	使用等数 量

(注) 1 本表は、共同購入者ごとに記載すること。

2 「用途」欄は、1の用途外使用等又は廃棄数量の用途を記載すること。

3 「受領者」欄には、氏名又は名称（会社名等）及び住所を記載するとともに、受領者が複数ある場合は、受領者ごとに使用等数量を記載すること。

4 このほか、受領者ごとに使用等数量及び処理状況が確認できる書類（廃棄の場合は廃棄が確認できるマニフェスト、写真等）を添付すること。

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所：
商号又は名称又は氏名：
代 表 者 名：

政府所有米穀の加工原材料用に係る受払及び加工等報告書 (○年度第○四半期 (○～○月) 分)

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業体と締結した売買契約（以下「売買契約」という。）に基づき、以下のとおり報告します。

1 政府所有米穀の受払状況

(単位：実トン)

種類	年産	前期からの 繰越数量 ①	当期の 購入数量 ②	当期の 使用数量 ③	翌期への 繰越数量 ①+②-③	再 調 製 の 有無	副 産 物 の 発 生 数 量	副 産 物 の 処 理 状 況
計								

(注) 1 複数の受託事業体から政府所有米穀を買い受けている場合は、合算した数量を記入する。

2 「種類」欄は、国産・外国産（産地国）別、うるち米・もち米別、玄米・精米別に整理する。

3 「年産」欄は、国産備蓄米のみ記入する。

4 「再調製の有無」欄は、再調製を行った場合（委託を含む）は有、再調製を行わない場合は無を記入する。

5 「副産物の処理状況」欄は、①廃棄、②用途外使用申請（有償）又は③用途外使用申請（無償）を番号で記入する。

2 政府所有米穀を使用した製品製造状況

用途	単 位	当期製品製造量

(注) 1 製品製造状況の「用途」欄は、売買契約に記載された加工原材料用の使用用途（ア 酒類用、イ 調味料用、ウ 菓子用、エ 米穀粉用、オ 加工品用、カ 小麦粉混入製品用、キ その他農産局長が必要と認めた用途）を記号で記入する。

2 製品製造状況の「当期製品製造量」欄の単位は、箱、袋、kg、kl等、製品を管理する際の任意の単位で整理する。